

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（違反是正）（06-4393-6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	予防規程の変更命令
概 要	市町村長等は、予防規程を定める必要がある製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造等」という。）において、当該予防規程が火災の予防のため必要があるときは、その変更を命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	・ 消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第14条の2第3項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)
処分基準	・ 消防法第14条の2第3項 市町村長等は、火災の予防のため必要があるときは、予防規程の変更を命ずることができる。 どのような場合に、上記命令を発動するかについては、現場において、個々の事情に応じて具体的かつ現実的な人命又は火災危険について判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることはできません。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備 考	